

外國電信に關する改正規定に就いて

——特に Code language を中心に——

大 谷 敏 治

—

資本主義の高度なる發展は、凡ゆるものを安住に難き地に運んだ。歐洲大戰以後、安定・回復への數年を除いては、世界の經濟の動きは、總ての努力・計畫・協調を裏切つて、たゞ渾沌のなかへ歩みつゝある。カルテル・トラストによる國內市場の獨占から資本輸出による植民地の支配へ、帝國主義段階にまで轉化した金融資本の猛威は、もはや關稅協定と云ふような、商業政策的な工作をもつてして防ぐべくもない。一九二七年關稅引下げによる自由通商を唱導した國際經濟會議は、かゝる國際協調政策の終焉であつた。殊に一九二九年末世界恐慌の勃發以來は、各國とも、外に國際金融の混亂、國際資本移動の杜絶、國際貿易の萎縮に脅やかされ、内に金融恐慌財政の破綻、失業救済など、相踵いで、今や世界は全く孤立的な封鎖的な地域國家に分裂し、ひたすらブロックの結成に急いだ。爲替管理に始まる貿易への間接的統制が、輸入禁止・輸入割當・輸入許可制度

外國電信に關する改正規定に就いて

のような直接的管理に赴きつゝある。斯うした事情を反映した國際政情が決してふりまかると外交辭令の如く、温くはありえよう筈がなく、ポーランドの回廊に、中央ヨーロッパの國境に、極東の大曠野に、何時爆發するかも知らぬ坩堝が沸ぎる。こうした狀勢の下で「祖國へ還れ」の聲が高く叫ばれ、internationalより先づnationalを、とせらるゝのも決して無理ではない。

だが然かし、こゝに一つ、事情が益々nationalになりゆくにつれて、沸々たる現實の經濟・政治のもとにあつて、ひそかにではあるが然かし益々強くinternationalな手を握りあつてゆくものがある。夫れは國際通信の機構である。事業に與る設備・機關そのものは、ために洩れず各國資本の激しい争の目標ではあるが、同時に夫れは争ひつゝも互に手を握りあはずしては、何の機能をも果たしえない存在である。萬國電信同盟International Telegraphic Unionが加盟國益々多きを加へ、愈々鞏固になりゆく所以である。政治的には不承認乃至は叛逆の國であつても、通車・通郵の問題、解決せざるをえない所以である。

かゝる國際通信に於いて、花形たるは外國電信であらう。大西洋横斷六日、更に航空郵便を聯絡してさへも、一瞬に地球を幾廻りする電氣通信には、及ぶべくもない。分けても一八九五年グリエルモ・マルコーニが、電磁波による通信の可能を發明し、一九〇二年彼自から大西洋横斷通信の實驗によつて、國際間通信の可能を證明して以來、文字通り日新月异の斯界は、長波長に代はる短波長の實用化を伴ひ、今や國際通信の世界は、全く電氣通信の支配の下にある。

軍事上の事は暫く措き、政治外交の分野に於けるその機能を、いま我が國に限つてみようなら、昭和六年九月滿洲事變勃發以來、昭和八年三月國際聯盟脫退通告までの間に、名古屋無線電信局を通じて歐洲へ向け發せ

られた時局關係電報の數は、六萬七千二百餘通、語數にして實に三百四十七萬七千九百餘語と云はれ、事態の最高潮に達した際の如きは一日數萬語を送受したと云はれる。いはんや、關稅の障壁・爲替の管理・輸入の割當など凡ゆる困難に遭遇しつゝも、なほ Made in Japan の旗たかくかさして進み伸びゆく邦品海外進出の道筋が、電氣通信と云ふ軌道を走る限り、國際商業戰での外國電報の量の大さは想像するにかたくない。

昭和八年大阪市に於いて催されたる「外國電信に關する研究懇談會」に於ける大阪中央電信局長の挨拶によれば、昭和六年中の同局扱ひ發着通數は六十三萬七千餘通に上り、之れを發信のみに就いて見れば、人口千人當り百二十通の割合となる、と云ふ。右挨拶のなされたるは降誕祭近き十二月一日であつたが、最近一日分に就き、大阪市に發着した外國電報は發送九百通、來着壹千通、之れを六大洲別にすると次の如くである。

亞細亞地方 (發着)	一、二二八通	六・五割
歐羅巴地方 (同)	二四九	一・二
北亞米利加地方 (同)	二五三	一・三
南亞米利加地方 (同)	一六	〇・五
阿弗利加地方 (同)	九四	〇・三
太平洋地方 (同)	六三	〇・一

更に之れを地方別に多い處だけを擧げると次の如くである、電信を通じて大阪市の外國貿易の趨勢を覗ふことが出来る。

中華民國	四七〇通 (上海、香港、天津)
英領印度・英領ビルマ・セイロン島	四五〇 (ラングーン、カルカッタ、ホムベイ、カラチ)
米 國	二五〇 (紐育、桑港、ロスアンゼルス、ダラス)

外國電信に關する改正規定に就いて

蘭領	印度	一六〇通	(スーラバヤ、パタビヤ)
英	國	一〇〇	(倫敦、マンチエスター)
濠	洲	七〇	(メルボーン、ブリスベイン)

二

さて既に遍なく知られて居るように、萬國電信同盟の規約により、國際電信 International Telegraphic Correspondence に認められたる電信用語は、普通語 (Plain Language) ・ 隱語 (Code Language) ・ 秘語 (Cypher Language) の三種別がある。そして Bulgaria, Roumania, Servia, Turkey のように、隱語・秘語を絶対に許さぬ國もあるけれども、一般に國際電信に用ゐらるゝ語辭の大部分は隱語であつて、通信檢閲に關して極度に嚴重なソヴェト・ロシアさへ、秘語は許さぬまでも商用としての隱語は之れを認めて居る。横濱郵便局の調査によると、同局取扱外國電報に使用さるゝ用語の、八割は隱語であると云ふ。

斯のように、國際電信に於ける隱語の利用が、支配的に多いに正比例して、之れに對する非難・苦情もまた壓倒的に多い。

いま之れ等の非難・苦情を夫れ夫れの關係者に訊くに、隱語の使用者即ち電報の發受信人の例外なき非難は、隱語の構成條件が餘りに嚴格すぎる、もつと自由にせよ、と云ふにあり、電信事業經營者側にきけば、隱語作成の條件が面白くない、その結果として通信上に誤謬が起り易い、且つ之れがために電報使用者側からの苦情が常に絶えないから、現行の隱語作成條件はどうしても改正する必要があると云ふ。更に實際に通信に従

事する現業員に訊くに、發音が出来るか出来ぬか全く譯の分らぬ隠語を持つて来る、五字隠語を二つ重ねて一つの十字隠語として使用さるゝ場合に多いのであるが、機上で之れを送信する場合または受信する場合容易でない、此の種の隠語を數時間續けて取扱ふと技術者の頭が混亂してどうしても誤謬が起る、と云ひ、窓口の係員たる Miss さへ、此の語辭は發音が出来ないのに何故一語で受付けたかと、自からの罪ならぬ叱りに泣くと云ふ。まして通信對手局から偶々如上の事實を指摘せられて、紛争を起し不足料金の問題を生ずる。我が國に於ける外國電信の技術者は、普通一分間に八十字乃至二百字を送受する由であるが、かゝる瞬間的の動作に於いては、極めて輕微な事情さへも迅速性と正確性の上に大きな影響を與へること、想像に難くないし、また後に述べるような隠語に於ける甲乙二種の制度の併存もまた、取扱ひ上いろ／＼煩瑣であらうと察せらるゝ。

抑も電信は、他の通信方法例へば郵便・電話のように、通信意志を直接に相手方に傳達することを得しめないう、電信技術者を通じて、間接に傳達するのであるから、思想交通の第一要件たる秘密を保つ上に、不安がある。いま國際電信に謂ゆる隠語とは、普通の電信に對し許可せられたる國語の一個又は數個で、了解し得る文章を構成しない語辭からなるものを云ふ。云ひ換へれば實在語または人爲語であつて、その屬する國語で通常之れに與へらるゝ意義を有せないものである。例へば CAPITAL は實在語であるが、之れに英語として普通與へらるゝ意味を與へず、假りに Send 5 pcs. 44/ Melton No. 185, Pattern A——「メルトン」第一八五號四十四吋中柄ノ品五反送レ——の意味を代表させ、ABEJON なる人爲語に、Shipment in 5/6 weeks by sailer from San Francisco なる文意を代表させるとすれば、CAPITAL, ABEJON は隠語になる。かゝる意義と機能とを持つ隠語が、最も良き秘密の保護者として國際通信の上に、最も廣班に最も頻繁に、使用せられることも、從

つて自然の歸趨であるが、之れに前述のような非難が繰返されるとすれば、國際通信の重要さが増せば増す程、その改正は焦眉の急であつたに相違ない。

一體隱語なるものが國際通信に使用され出したのは、一八六八年（明治元年）維納に開かれた第二回萬國電信會議——謂ゆる維納會議——以來であつて、其の規定の概要は次の如くであつた。

1. 隱語は實在語から採つて意味不明なること。
2. 料金は五字一語の割合なること。
3. 送信に當つては強制的に照校反覆すること。

このような單純簡潔な規定が、通信の正確と迅速をめざす電報利用者の満足を贏るは當然であつた。然かし同時に此の電信利用者はまた通信費の節約を望んであかぬ貪婪者でもあつた。歐米各國間に電氣通信が開始せられてより僅かに十九年、一八六五年（慶應元年）の第一回萬國電信會議（巴里に開かる）を去ること僅かに五年の當時、code-bookの編纂使用の幼稚な、電報受付當務者の語學的智識の乏しい其の頃であつたから、狡智な電報利用者が巧に規定を逆用して、本文を明白に普通語で記載し、之れを隱語電報としての取扱ひを要求し、規定によつて照校料を支拂はずして照校の取扱ひを取くるが如き事態頗る多く、電報利用者と取扱當務者との間に屢々紛争を惹起したといふ。

此の弊は年を経るに従ひ益々烈しくなつたに鑑みて、一九〇八年（明治四十一年）リスボンに開かれた第十四回萬國電信會議に於て、隱語の整理拾收の對策が附議せられ、課金單位を字に改むること、隱語・秘語の別を廢すること、隱語の不正聯絡に對する禁制を解くこと、如何なる國語を論ぜず數字と文字たるを問はず五

字の聯集を一語として課金する條件の下に電報書法を一切自由に任すこと、等の極めて大膽卒直な提案があつたけれど、由來小田原評定の習ひ徹底的英斷に乏しい國際會議の常として、之れ等の議決を避け、唯だ發音條件に制限を加へて有名な歐洲八ヶ國語の發音標準を規定したに止まつたのである。

此の規定に従へば、隱語は、英・佛・獨・スペイン・オランダ・伊太利・ポルトガル・ラテンの八ヶ國の國語の孰れか一つの國語の語法に従つて發音さるゝものでなければならぬ、そこで實際窓口受付事務に當る者は、以上八ヶ國の國語に就き語學的素養を持つ者でなくてはならず、語學的智識あつてさへ屢々電報利用者との間に發音の可能不可能につき紛争を免れえなかつた。

このようにして、隱語と云ふものが生れ落ちるとから持つて出て來た惱みは、國際政情の複雑化・世界經濟の發展と共にいよ／＼深く、特に歐洲大戰前後に於いて其の絶頂に達した、一秒の争が萬金の利益の差を生じたからである。然しながら、五年に渉る人類相互殺戮のあとに、平和・協調の風などが吹き初むるや、國際電氣通信といふこちたき部門にさへ胎蕩の氣流れて、一九二五年（大正十四年）巴里に開かれた・戦後最初の・第十一回萬國電信會議に於いては、世界中の電報利用者と世界中の電信業者とが六十年の懊惱の種、隱語問題を根本的に改正する議を熟し、本會議閉會後隱語研究委員會が組織され、翌一九二六年（大正十五年）には其の委員會がコルチナに開かれたばかりでなく（謂ゆるコルチナ會議）、一般公衆側としても巴里國際商業會議所は、特に電信調査委員會を常設し、主として隱語に関する調査に従事するに至つた。

かゝる調査研究の結果として、一九二八年（昭和元年）ブラッセルに隱語問題のみに關して第十四回萬國電信會議を開き、巴里・コルチナ・調査委員會の研究調査資料を基礎として、最後の解決をしようと試みた。

然かしながら、永年の因襲・傳統の破り難き、僅かに歐洲八ヶ國語を本位とする制限の撤廢、五字隱語の承認、を成果として、謂ゆるブラッセル規約なるものを作りあげたに止まつた。之れ同年以來慣行の・而して今度昭和九年一月一日を以つて改正廢棄せられたる國際電信通信附屬規則である。

この規則による隱語を、後に今回の改正と對照する必要上、其の構成上の條件からのみ觀て、左に略記しておかう。

隱語を分つて甲種隱語、乙種隱語の二種とする。

甲種隱語とは、最高十字までを一語と計算されるものであつて、若しその隱語が最高五字から成るときは、其の中に最低一個の母音字あるを要す、若し六字七字又は八字より成るときは、最初の五文字中に一個の母音字、殘餘の綴字中に一個の母音字、合計最低二個の母音字あるを要す、若しその隱語が九字又は十字より成るときは、最初の五字中に母音字一個、殘餘の綴字中に母音字二個、合計最低三個の母音字あるを要す。

乙種隱語とは、その構成に關し、母音の制限なく、五字までを一語として計算される隱語を云ふ。

之れを要するにブラッセル規約の特徴を一括すると、夫れは隱語のなかに甲種乙種の二種を認め、甲種によつて從來歐洲八ヶ國の國語の語法に従ふとせる狭い發音に關する規定を廢しながら、之れに代はるに母音の數に一定の規則を設けて依然發音しうる語と云ふ傳統を維持したこと、乙種によつて、發音如何にかゝはらず五字一語の隱語と云ふ簡潔さをも取入れた——従つてアルファベット廿六文字の組合による隱語數が從來十萬以下であつたものが約十五萬まで増加したと云ふ點にある。

人類文明の歴史三千年、幾度か Renaissance に遭ひつゝも、遂にその簡素・素朴、希臘・印度の夫れに及び

えぬ如く、隠語問題の幾變遷、人智をつくしてブラッセル規約、依然として發音の可能・母音字の制限等を殘して、徒らに甲種乙種の複雑をもつて利用者を惑はし、従つて電信業者との間に他の新なる紛争困難を附け加へ、且つ隠語の數の範圍は十萬より十五萬へと増加した代りに、ABC 5th edition, Bentley's 舊版、Universal, Schofield's 等少なからぬ code-book の利用價値を大いに減殺して、思はざるに恨みを買ふた、と云ふ態であつた。

三

外國電信に使用する隠語の改正を紹介しようと思はしつゝ、あまりにも回顧的叙述にふけり過ぎた。以下隠語に關する規定を、新舊對照しつゝ、今回の改正を摘記しよう。

外國電報規則の隠語に關する規定に於ける今回の改正は、昭和七年（一九三二年）十二月九日、帝國全權委員が「マドリッド」に於て關係各國委員と共に議定署名し、昭和八年（一九三三年）十二月二十二日批准、同二十八日公布されたる、國際電氣通信條約に基く。此の條約は一九三二年九月西班牙マドリッドに開催された萬國電信會議及び國際無線電信會議によつて議定せられたもので、日本國全權委員は、越田佐一郎・石田喜七・降幡敏・米澤與三七・中上豊吉・飯野毅夫の六氏、從來別々に取極められてあつた有線電信に關するものと、無線電信に關するものとの一つの條約に纏め、之れに附屬する細則、有線に就いては電信規則、無線に就いては無線通信の一般規則、無線通信の追加規則、電話規則、及び若干の宣言書から成る。其の公式の呼稱は國際電氣通信條約 *Convention internationale des Télécommunications* と云ふ。此の *Télécommunications* な

る語は、本條約に於いて初めて使用されたる語であつて、一九三三年新補遺を含む The Oxford English Dictionary 全十三巻も未だ収録せざる新語である。Tele がギリシヤ語の遠方、communication は通信、Telecommunications が遠方通信の意味たるは云ふまでもない。

本條約によつてなされた改正内至規定は、隱語に關する規定に止まらず、至急電報の料金・後廻電報の條件・書信電報の料金及び條件に於ける改正、その他新聞電報に關する至急報の規定、照査語照査數に關する改正、國際電信會議に於いて使用する公用語及び在ベルン國際電氣通信聯合事務局より發する文書の用語に關する規定等をも含むのであるが、いまは隱語に關する改正のみに觸れる。(上段は舊規定、下段は改正新規定)。

一 隱語に對する定義

隱語とは人爲語より成るか、實在語にして其の屬する國語に於て通常之に與へらるゝ意義に使用せられず、従つて普通語たる國語の一個又は數個に於て了解し得る文章を構成せざるものより成るか、又は斯くの加き實在語と人爲語との混合より成るものを謂ふ。簡單にいへば、隱語とは實在語又は人爲語であつて、その屬する國語で通常之れに與へらるゝ意味を有さぬものである。

變らず。

二 構成上の條件

甲種乙種に分かれ、甲種隱語は十字以内で母音字を少くも三個以上を含むべきこと。乙種隱語は、母音を含まずとも可なるも、字數五字を超えぬこと。

甲種乙種の區別を廢す。

甲種、電報にして其の本文中最高十字より成る隠語を包有し且該隠語が最高五字より成るときは其の中に最低一個の母音字、六字七字又は八字より成るときは最低二個の母音字、九字又は十字より成るときは最低三個の母音字を有するもの。五字を越ゆる語辭に於ては最初の五字の中に最低一個の母音字及該隠語の殘餘中に最低一個の母音辭あることを要す。尤も九字又は十字の語辭は總計最低三個の母音辭を包含すべきものとす。母音字は AEIOUY とす。

隠語は一語の綴が「アルファベット」五字を越えぬこと。母音の制限を廢す。

乙種、電報にして其の本文中に五個を越ゆる文字を包含せざる隠語を包有し此等の語辭の構成に於ては條件又は制限なきもの（後略）

甲乙二種の電報に於ては隠語は音符を附したる文字 *a, b, c, d, e, h, i, j, k* を包含することを得ず（後略）

隠語は音符を附したる文字を使用しないこと。

即ち隠語の構成上の條件に關しては、從來の甲種隠語乙種隠語の區別を全く廢し、且つ母音を包含せしめると云ふ發音上の要求を全く棄て、唯だ綴が「アルファベット」五字以内たること、及び音符を附したる文字の使用禁止のみを残したのである。換言すれば從來の乙種に該當するものゝみを存置し、母音の有無に拘泥しないのである。従つて從來の甲種隠語は、その五字以内のものだけがそのまゝ隠語として使はるゝが、六字以上のものは新隠語とはならず、祕語として扱はれ、後述の低額料金が適用されない。從來の五字半語の Code-book 又は Private Code を其のまゝ利用しては、電信料金が高くつくことになる。なほ母音に拘泥しないとは規定するものゝ、電報取扱者としては、母音の含まるゝ方が扱ひ易く、従つて誤謬も少ないから、規則上は兎も角隠語作成上相當に考慮を要する。また名宛及び署名は各一語が五綴以上でも十五字以内ならば一語として計算するゝ。

三 隠語使用上の條件

外國電信に關する改正規定に就いて

隱語の構成上の條件は上の如くであるが、之れを電報中に使用する場合、後述のように、料金の關係から、之れを隱語として取扱はるゝ場合と、取扱はれぬ場合とある。

隱語として取扱はるゝ場合左の如し。

1. 電報の本文が全部隱語のみを以つて記載された場合。
2. 電報の本文に於いて隱語が普通語と併用記載された場合。
3. 電報の本文に於いて隱語が普通語及び數字若くは數字の集合と併用記載された場合。
4. 電報の本文に於いて隱語が數字若くは數字の集合のみと併用記載された場合。

從來乙種隱語にては數字と併用記載することを得ず。

以上の各號に該當するように隱語を使用した電報は、之れを隱語電報とし、後述の低額料金を課せられる。

隱語電報中に普通語を混用した場合は、各語辭に付き五字綴毎に一語として計算せらる。

上に同じ

全く認めない。普通語は普通語のまゝ併用するを要す、二語を連続して之れを五字毎に分割すれば秘語となり通常料金となる。

3. 4. の場合に數字若くは數字の集合の語數は、本文語數—正確には本文及び署名の課金上の語數—の二分の一を超えないことを要する。且つ此の數字は、各五個以内毎に一語として計算さる。そして若し五割以上數字を混用した時は、其の電報は秘語電報として全額料金を課せらる。

此の隱語と數字又は數字の集合との併用を認めたのは新規定の進歩である、特に商標・商品番號などを入れるに都合が宜しい、例へば 25AB を以つて或る商標を示すことが出来るからである。

四 隠語電報の料金

甲種隠語の電報は全額料金。

乙種隠語の電報は歐羅巴外制度—日本は之れに従ふ—では全額料金の三分の二。

料金は通常電報料の十分の六。

即ち通常電報料金一語假に一圓八十錢とすれば、之れに對する舊規定、甲種は一圓八十錢、乙種は一語一圓二十錢、新規定では凡て一語一圓〇八錢となる。宛名本文署名とも十語なれば、舊規定乙種隠語では十二圓であり、新規定では十圓八十錢である。

最低限語數 乙種では四語。

最低限語數を名宛及び署名を含み五語とす。

最低限語數に關聯して紹介すべき一事がある。夫れは、今回の電信條約改正に於ける日本全權委員の活躍である。元來舊規定乙種隠語電報では、*Class* 欄に *CODE* を記入したのであるが、今度の改正規定では、隠語電報の料金を通常電報の六割とすると同時に *CODE* を課金指定とすることに殆んど決定したのであつたが、日本委員は敢然之れに反對し、料金を六割としても更に指定として一語分料金を發信人に負擔せしめることは結局現在の料金と變りないことゝなると主張し、遂に努力效を奏して一旦は内定した *CODE* の課金指定を *Class* 欄記入に變更せしめたと云ふことである。一八七二—二年（明治三—四年）羅馬に開かれたる第三回萬國電信會議に、招かれたれど委員を出さず、單に權大記鹽田三郎を特例辨務使として席に列し、會議の狀況を傍聽するに止めた當時と、國際會議席上に於ける我が國の地位重要さを思ひあはされたい。

五 隠語電報の語數計算

外國電信に關する改正規定に就いて

1. 隱語 各語辭に付甲種は十字まで一語、乙種は五字まで一語。
2. 普通語 各語辭に付十五字迄毎に一語、但し普通語と甲種隱語を混用した場合は各語辭に付十字まで毎に一語、普通語と乙種隱語を混用した場合には各語辭につき五字まで毎に一語。
3. 秘語 各語辭に付五字まで毎に一語。

1. 隱語 常に五字一語として計算す。
2. 普通語 五字毎に一語と計算し、五字に満たない端數も又一語と計算す。
3. 數字 孤立する數字は一語と計算す。
4. 數字の集合 五字毎に一語と計算し、五字に満たない端數も又一語と計算す。

以上が大體に於いて新規定の概要であるが、何よりも先づ念頭におかねばならないことは、隱語電報としての低額料金、通常電報の六割と云ふ特典は五字一語たる隱語に適用さるゝのであるから、従來の隱語をそのまま使用するならば、乙種隱語はそのまま利用されようが、甲種隱語に於いては五字以内のものゝみ及使用され、他は使用されえないこと、若し五字以上の舊隱語をそのまま使用すると秘語として取扱はれ、低額料金適用の特權を失ふことである。

四

以上を以つて隱語電報規定に關する經緯並びにその新規定の紹介を終つたのであるが、此の改正が實際家に與へる影響はどうであらう。昭和四年秋 Takaya's World Code を出版し、邦人の手で邦人の名で世界の電信界へ Code-book を押し出されたる大阪伊藤忠商店の高屋隆雄氏によれば、料金の高くなること、3-letters Code の不便になつたこと、船名・地名・港名・銀行名など五字以上の綴を持つ固有名詞を挿入する時料金高くなること、Check を用ゐる figure-code で十字を五字に分割することから生ずる尋問の不便等が、その缺點であ

り、使用しうる隠語の数の増加したこと、通信能率の向上・迅速正確度の増大、ブラッセル規約によつて使用危険とされた多くの Code-book の復活、數字の併用が可能となつたこと等がその利益であらうと云はる。

いまアルファベット二十六文字を、各々一文字違ひだけに五文字組合はせると一千百八十八萬一千三百七十六組の隠語を得る。勿論一文字違ひの隠語は、隠語として決して完全なものでないし、通信の正確も期待しえない故に、二字違ひに組合はすならば、四十五萬六千九百七十六組の五字隠語を得る。ブラッセル規約によつて隠語數十萬個へ躍進した我等は、今回の新規定によつて一躍四十五萬個へ飛躍したことになる、貿易戦線に風吹きすさみ波立ち騒がうとも、取扱ひ商品がラグ・ラッグの名に呼ばるゝ襤褸の化粧姿を許す程に豊かであらうとも、以つて取引の内容を盡くすに決して少くはない。料金の高くなるとの缺點は、舊き規定に基く Code を株守する場合の嘆であらう。偶々、此の兩三年本邦に一種の流行を極めたコード研究が、此の時運に乗じて各貿易商の Private Code 作成にまで普遍化され、本邦商社の活動文字通り世界の市場を Lead するならば、明治十二年一月露國を通じて國際電信條約に四等國として加盟して以來五十年——當時の仲間に埃及・丁抹・瑞西がある、支那はこの時尙ほ加盟せず——今や世界の一等國としての重きに任ずる、祖國日本の譽決して偽でないであらう。

追記。筆者は此の機會に、先輩久保田信次郎氏彫心の作 The Unique Eight Figure Code, 1934. を紹介したく思ふ、新規定による最新の Figure Code であり其の利用が電信料の極度の節約になるものであるから。然かし許されたる紙數は既につきた、凡ては次ぎの機會に譲られねばならぬ。尙ほ甚だ所をえないが、皆米地英俊先生の學恩に感謝し、資料を惠まれた先輩各位遞信省外事課日本無線電信株式會社に感謝する。